

## 令和4年3月から適用する新労務単価及び新技術者単価の運用に係る特例措置等について

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び令和4年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことに伴い、令和4年3月1日以降に入札予算執行伺いの手続を開始する工事及び建設コンサルタント業務等から適用します。

当該決定に伴う名護市における特例措置の適用及びインフレスライド条項の適用については、国及び県が定めた新労務単価及び新技術者単価の運用に係る特例措置の適用及びインフレスライド条項の適用の例により、次のように取り扱います。

### 1 特例措置について（対象：工事及び建設コンサルタント業務）

#### ① 措置の概要

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、下記対象案件の受注者は、令和3年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和3年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

#### ② 具体的な取扱い

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、下記の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

#### 変更後の請負代金額の算出方式

変更後の請負代金額

=

新労務単価、新技術者単価及び  
当初契約時点の物価により積算  
された予定価格

×

当初契約落札率

- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和4年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、別紙「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（PDFデータ）」の1.(1)及び2.～8.まで（4.(3)を除く。）の規定を準用するものとする。

### ③ その他

落札者決定通知後の工事及び建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

### ④ 受注者からの請求方法

別紙様式 1-1 (工事用 - 特例措置)、1-2 (委託用 - 特例措置)、1-3 (工事用 - インフレスライド準用) を参考に、速やかに発注課に提出してください。

## 2 インフレスライド条項について (対象：工事)

次の対象工事についてインフレスライド条項を適用されます。

### ① 適用対象工事

- (1) 契約書第25条第6項の請求は、発注者と受注者とが協議して定めた基準日から残工期が2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

※インフレスライド条項の詳細については、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(PDFデータ)をご確認下さい。